

児童発達支援ガイドライン等の概要

こども家庭庁支援局障害児支援課

「児童発達支援ガイドライン（改訂）」の概要①

※改訂箇所は赤字部分

ガイドライン改訂の背景

- 児童発達支援事業所は、平成24年の児童福祉法改正により位置付けられて以降、事業所数約1万2,000箇所、利用者数約15万人と飛躍的に増加している（令和4年度）。
- 令和3年から令和5年にかけてとりまとめられた各種報告書や、令和4年の児童福祉法改正により児童発達支援センターが地域の障害児支援の中核的役割を担うことが明確化されたこと、令和5年度のこども家庭庁創設によりこども施策全体の中で障害児支援を進めることとされたことを踏まえ、支援の質の確保及びその向上をより一層図るため、**児童発達支援の内容を示し、一定の質を担保するための全国共通の枠組み**として示しているガイドラインの改訂を行う。

ガイドラインの目的

- 児童発達支援について、障害のある未就学のこどもやその家族に対して質の高い支援を提供するため、児童発達支援センター及び児童発達支援事業所における支援の内容や方法等について定める。

児童発達支援の全体像

- こども家庭庁の創設によりこども施策全体の中で障害児支援を進めることとされたことや、こども基本法におけるこども施策の基本理念、こどもの権利条約や障害者の権利に関する条約の内容を踏まえ、**インクルージョンを推進するとともに、こどもの意見表明の機会の確保や、年齢や発達の程度に応じたこどもの意見の尊重、こどもの最善の利益の保障**を考慮し、支援を行うことが重要である。
- 児童発達支援は、「**発達支援（本人支援・移行支援）**」「**家族支援**」「**地域支援**」に大別され、特に**児童発達支援センター**は、令和4年改正児童福祉法において**地域の障害児支援の中核的役割を担う機関**として位置づけられたことから、地域の関係機関との連携を進め、地域の支援体制の構築を図るための「地域支援」を行うことが求められる。

児童発達支援の具体的内容

- 児童発達支援の4つの支援の具体的内容は以下のとおりである。
 - 【**本人支援**】 障害のあるこどもの発達の側面から、「**健康・生活**」「**運動・感覚**」「**認知・行動**」「**言語・コミュニケーション**」「**人間関係・社会性**」の**5領域**において、将来、日常生活や社会生活を円滑に営めるようにすること。特に、**児童発達支援の主な対象が、乳幼児期という生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期であることから、包括的かつ丁寧にこどもの発達段階や特性に応じた支援の提供が重要であり、全てのこどもに5領域の視点を網羅したオーダーメイドの支援が行われることが重要である。**
 - 【**移行支援**】 障害の有無にかかわらず、全てのこどもが共に成長できるよう、可能な限り、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにするとともに、**地域との交流の機会を確保**し、同年代のこどもとの仲間づくりを図っていくこと。
 - 【**家族支援**】 家族が安心して子育てを行うことができるよう、**各地域や家庭の状況を踏まえ、保護者の気持ちを受け止め、保護者の自己決定を尊重しながら、きょうだいを含めた家族の負担を軽減していくための物理的・心理的支援を行うこと。**
 - 【**地域支援**】 支援を利用するこどもが地域で適切な支援を受けられるよう、関係機関と連携するとともに、地域全体の子育て支援力を高めるためのネットワークを構築すること。特に**児童発達支援センターは、ネットワークの核となり、こどもや家族を中心に据えた包括的支援を提供することができる地域づくりを行う役割を担う。**

「児童発達支援ガイドライン（改訂）」の概要②

※改訂箇所は赤字部分

児童発達支援計画の作成

- 障害のある子どもと保護者のニーズを適切に把握（アセスメント）し、具体的な支援内容を検討し、障害のある子どもと保護者に対し説明し同意を得た上で、児童発達支援計画を作成する。
- 児童発達支援計画の作成に当たっては、**障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先考慮される体制**を確保して進めることが必要である。
- 児童発達支援計画には、「**5領域との関連性**」「**インクルージョンの観点を踏まえた取組**」「**支援提供におけるインクルージョンの視点**」を明記することが必要である。
- 作成した児童発達支援計画は、**障害児相談支援事業所へ交付**を行うことが必要である。

関係機関との連携

- 市町村、保健所、医療機関、保育所や幼稚園、他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、小学校や特別支援学校、**こども家庭センター**、地域の協議会等と連携を図り、障害のある子ども本人を支援の輪の中心に据え、支援に携わる様々な関係機関が情報を共有し、障害のある子どもに対する理解を深めることにより、適切な支援を提供する。

支援の提供体制

【組織運営管理】

- 支援の質の向上を図る観点から、事業所は、**職員による評価を受けた上で自己評価を行う**とともに、**保護者評価を受けて、その改善を図る**必要がある。また、概ね1年に1回以上、自己評価・保護者評価・改善の内容を**保護者に示す**とともに、**公表**する必要がある。
- 総合的な支援の推進と支援の見える化を図る観点から、事業所は、**5領域との関連性を明確にした事業所における支援の実施に関する計画（児童発達支援プログラム）を策定・公表**する必要がある。

【衛生管理・安全管理対策】

- 事業者は、感染症が発生した場合においても業務継続・早期再開を図るため、**業務継続計画（BCP）を策定・周知し、定期的に研修・訓練**を行う必要がある。

【非常災害・防犯対策】

- 事業者は、非常災害に関する具体的計画を策定・周知し、定期的に避難・救出・訓練を行う必要がある。
- 障害児については、**個別避難計画の作成が市町村の努力義務**とされており、その作成に当たっては、障害児の状況等をよく把握する福祉専門職の参画が極めて重要であるとされていることから、保護者のほか、相談支援事業所や主治医の参画が想定されるため、当該相談支援事業所等との間で**災害発生時の対応について綿密に意思疎通**を図っておくことが重要である。

【安全管理】

- 事業者は、障害児の安全の確保を図るため、**安全計画を策定・周知し、定期的に研修・訓練**を行う必要がある。

「放課後等デイサービスガイドライン（改訂）」の概要①

※改訂箇所は赤字部分

ガイドライン改訂の背景

- 放課後等デイサービス事業所は、平成24年の児童福祉法改正により位置付けられて以降、事業所数約1万9,000箇所、利用者数約30万人と飛躍的に増加している（令和4年度）。
- 令和3年から令和5年にかけてとりまとめられた各種報告書や、令和4年の児童福祉法の改正、令和5年度のこども家庭庁創設によりこども施策全体の中で障害児支援を進めることとされたことや、「こどもの居場所づくりに関する指針」が閣議決定されたことを踏まえ、支援の質の確保及びその向上をより一層図るため、**管理者・児童発達支援管理責任者・従業者向けの3部構成かつ運営面・体制面を中心**に示していたガイドラインについて、**支援の具体的な内容や支援を提供する上での視点等についてより充実化**を図る改訂を行う。

ガイドラインの目的

- 放課後等デイサービスについて、障害のある学齢期のこどもやその家族に対して質の高い支援を提供するため、放課後等デイサービスにおける支援の内容や方法等について定める。

放課後等デイサービスの全体像

- こども家庭庁の創設によりこども施策全体の中で障害児支援を進めることとされたことや、こども基本法におけるこども施策の基本理念、こどもの権利条約や障害者の権利に関する条約の内容を踏まえ、**インクルージョンを推進するとともに、こどもの意見表明の機会の確保や、年齢や発達の程度に応じたこどもの意見の尊重、こどもの最善の利益の保障**を考慮し、支援を行うことが重要である。
- 放課後等デイサービスは、単にこどもが知識やスキルを身につけることが目的ではなく、**様々な遊びや体験活動の機会を通じて生きる力を育むことが目的**であり、支援は「**発達支援（本人支援・移行支援）**」「**家族支援**」「**地域支援**」に大別される。
- 放課後等デイサービスの提供に当たっては、障害特性だけでなく、**児童期・思春期の発達の特徴等**を理解しておく必要がある。

放課後等デイサービスの具体的な内容

- 放課後等デイサービスの4つの支援の具体的な内容は以下のとおりである。
 - 【**本人支援**】障害のあるこどもの発達の側面から、「**健康・生活**」「**運動・感覚**」「**認知・行動**」「**言語・コミュニケーション**」「**人間関係・社会性**」の**5領域**において、将来、日常生活や社会生活を円滑に営めるようにすること。包括的かつ丁寧にこどもの発達段階や特性に応じた支援の提供が重要であり、**全てのこどもに5領域の視点を網羅したオーダーメイドの支援が行われることが重要**である。
 - 【**移行支援**】障害の有無にかかわらず、全てのこどもが共に成長できるよう、同年代のこどもとの仲間づくりを図るとともに、学校等との連携を図りながら**就学・進学時における支援の連続性の確保や学校卒業後の生活に向けた成人期への移行を意識した取組**を行うこと。
 - 【**家族支援**】年齢とともに変化する発達課題や思春期の課題等を乗り越えるため、きょうだいを含めた家族の困り感に寄り添いながら丁寧に関わること。
 - 【**地域支援**】個別支援計画と教育支援計画を連携させるなど**学校と連携**することや、**地域の中のこどもの居場所づくり**という観点を持ちながら、地域の社会資源を積極的に活用し、遊びや体験、交流の場を広げること。
- 支援（特に本人支援）の方法としては、「**自立支援と日常生活の充実のための活動**」「**体験的な活動や遊び**」「**地域交流の機会の提供**」「**こどもが主体的に参画できる機会の提供**」の4つの基本活動を複数組み合わせることを基本とする。

「放課後等デイサービスガイドライン（改訂）」の概要②

※改訂箇所は赤字部分

放課後等デイサービス計画の作成

- 障害のあるこどもと保護者のニーズを適切に把握（アセスメント）し、具体的な支援内容を検討し、障害のあるこどもと保護者に対し説明し同意を得た上で、放課後等デイサービス計画を作成する。
- 放課後等デイサービス計画の作成に当たっては、**障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先考慮される体制**を確保して進めることが必要である。
- 放課後等デイサービス計画には、「**5領域との関連性**」「**インクルージョンの観点を踏まえた取組**」「**支援提供におけるインクルージョンの視点**」を明記することが必要である。
- 作成した放課後等デイサービス計画は、**障害児相談支援事業所へ交付**を行うことが必要である。

関係機関との連携

- 学校、**児童発達支援センター**、就学前に利用していた保育所・児童発達支援事業所、放課後等児童クラブ、**医療機関**、他の放課後等デイサービス事業所、**こども家庭センター**、地域の協議会等と連携を図り、障害のあるこども本人を支援の輪の中心に据え、支援に携わる様々な関係機関が情報を共有し、障害のあるこどもに対する理解を深めることにより、適切な支援を提供する。

支援の提供体制

【組織運営管理】

- 支援の質の向上を図る観点から、事業所は、**職員による評価を受けた上で自己評価を行う**とともに、**保護者評価を受けて、その改善を図る**必要がある。また、概ね1年に1回以上、自己評価・保護者評価・改善の内容を**保護者に示す**とともに、**公表**する必要がある。
- 総合的な支援の推進と支援の見える化を図る観点から、事業所は、**5領域との関連性を明確にした事業所における支援の実施に関する計画（放課後等デイサービスプログラム）を策定・公表**する必要がある。

【衛生管理・安全管理対策】

- 事業者は、感染症が発生した場合においても業務継続・早期再開を図るため、**業務継続計画（BCP）を策定・周知し、定期的に研修・訓練**を行う必要がある。

【非常災害・防犯対策】

- 事業者は、非常災害に関する具体的計画を策定・周知し、定期的に避難・救出・訓練を行う必要がある。
- 障害児については、**個別避難計画の作成が市町村の努力義務**とされており、その作成に当たっては、障害児の状況等をよく把握する福祉専門職の参画が極めて重要であるとされていることから、保護者のほか、相談支援事業所や主治医の参画が想定されるため、当該相談支援事業所等との間で**災害発生時の対応について綿密に意思疎通**を図っておくことが重要である。

【安全管理】

- 事業者は、障害児の安全の確保を図るため、**安全計画を策定・周知し、定期的に研修・訓練**を行う必要がある。

「保育所等訪問支援ガイドライン」の概要①

ガイドライン策定の背景

- 平成24年の児童福祉法改正以降、児童発達支援事業所等の飛躍的な増加により、身近な地域で障害児支援を受けることができる環境は大きく改善した一方、障害の有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重しあい、理解しあいながら共に生きていく共生社会の実現に向けて、インクルージョンが重要となる中で、その取組は十分に推進されてきたとは必ずしも言えない状況にある。
- インクルージョンを推進していく上では、こどもや保護者、保育所等の個々のニーズに応じた丁寧な支援を行い、保育所等の障害児への支援力の向上を図る保育所等訪問支援の役割が重要である。
- 令和3年から令和5年にかけてとりまとめられた各種報告書や、令和4年の児童福祉法改正、令和5年度のこども家庭庁創設によりこども施策全体の中で障害児支援を進めることとされたことを踏まえ、支援の質の確保及びその向上をより一層図る必要があるが、現在、**保育所等訪問支援の内容を示し、一定の質を担保するための全国共通の枠組みがない**ため、ガイドラインを策定する。

ガイドラインの目的

- 保育所等訪問支援について、障害のあるこどもやその家族に対して質の高い支援を提供するため、保育所等訪問支援事業所における支援の内容や方法等について定める。

保育所等訪問支援の全体像

- こども家庭庁の創設によりこども施策全体の中で障害児支援を進めることとされたことや、こども基本法におけるこども施策の基本理念、こどもの権利条約や障害者の権利に関する条約の内容を踏まえ、**こどもの意見表明の機会の確保**や、**年齢や発達の程度に応じたこどもの意見の尊重**、**こどもの最善の利益の保障**を考慮し、支援を行うことが重要である。
- 保育所等訪問支援は、こどもが日々通う**保育所等を訪問**し、個々の障害の状態や発達の過程・特性等に応じて、**他のこどもとの生活場面への適応のために、専門性に基づく支援**（こども本人への支援・保育士等への支援）を提供するものである。

保育所等訪問支援の具体的内容

- 保育所等訪問支援の具体的内容は以下のとおりである。
 - 【こども本人への支援】 保育所等での生活の流れの中で、こども本人に対し、直接、**集団生活への適応や日常生活動作などの支援**を行うこと。
 - 【保育士等への支援】 こども本人と実際に関わり得られた**対応・支援方法について伝える**など、**保育士等へ助言・援助等**を行うこと。保育士等に対し**こどもへの理解を促す**とともに、保育士等が**こどもにとって最善の環境設定やかかわり方について自律的に考えていけるよう協働支援・後方支援**を行うこと。

「保育所等訪問支援ガイドライン」の概要②

保育所等訪問支援計画の作成

- 障害のあるこどもと保護者のニーズを適切に把握（アセスメント）し、具体的な支援内容を検討し、障害のあるこどもと保護者に対し説明し同意を得た上で、児童発達支援計画を作成する。
- 保育所等訪問支援計画の作成に当たっては、**障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先考慮される体制**を確保して進めることが必要である。
- 保育所等訪問支援計画には、「**インクルージョンの観点を踏まえた取組**」「**支援提供におけるインクルージョンの視点**」を明記することが必要である。
- 作成した保育所等訪問支援計画は、**障害児相談支援事業所へ交付**を行うことが必要である。

関係機関との連携

- 現在訪問支援を行っていない保育所等を含めた地域の保育所等、小学校や特別支援学校、市町村、保健所、医療機関、児童発達支援センター、障害児相談支援事業所、こども家庭センター等と連携を図り、障害のあるこども本人を支援の輪の中心に据え、支援に携わる様々な関係機関が情報を共有し、障害のあるこどもに対する理解を深めることにより、適切な支援を提供する。

支援の提供体制

【組織運営管理】

- 支援の質の向上を図る観点から、事業所は、**職員による評価を受けた上で自己評価を行う**とともに、**保護者評価・訪問先評価を受けて、その改善を図る**必要がある。また、概ね1年に1回以上、自己評価・保護者評価・訪問先評価・改善の内容を**保護者・訪問先に示す**とともに、**公表**する必要がある。

【衛生管理・安全管理対策】

- 事業者は、感染症が発生した場合においても業務継続・早期再開を図るため、**業務継続計画（BCP）を策定・周知し、定期的に研修・訓練**を行う必要がある。

【安全管理】

- 事業者は、障害児の安全の確保を図るため、**安全計画を策定・周知し、定期的に研修・訓練**を行う必要がある。

障害児通所支援のガイドライン改訂・策定に関するアドバイザー会議の概要

目的

- 障害児通所支援については、令和3年度の「障害児通所支援の在り方に関する検討会」及び令和4年度の「障害児通所支援に関する検討会」において、障害児通所支援の在り方や具体的施策の方向性等の検討を行い、それぞれ報告書の取りまとめを行ったところ。
- 各報告書で取りまとめられた内容を踏まえ、児童発達支援ガイドライン等の改訂・策定に向けて、有識者によるアドバイザー会議等を開催し、改訂・策定に向けた助言等を得ることを目的とする。（令和5年11月から令和6年3月まで計4回実施）

アドバイザー

- 小野 善郎 おのクリニック院長
- 柏女 霊峰 淑徳大学総合福祉学科特任教授
- 佐藤 まゆみ 淑徳大学短期大学部こども学科教授
- 田村 和宏 立命館大学産業社会学部教授
- 松井 剛太 香川大学教育学部准教授

検討事項

- 児童発達支援ガイドライン【改訂】
- 放課後等デイサービスガイドライン【改訂】
- 保育所等訪問支援ガイドライン【策定】

検討経過

- 令和5年9月～10月 アドバイザー会議に先立ち、障害児支援関係団体より、改訂等に向けた意見聴取（書面）。
- 令和5年11月～令和6年3月 アドバイザー会議を計4回開催（オンライン開催）
- 令和6年3月28日 障害児支援部会においてガイドラインの素案を提案